

地方独立行政法人埼玉県立病院機構談合情報等対応要領

1 趣旨

この要領は、地方独立行政法人埼玉県立病院機構（以下「法人」という。）が締結する入札の適正を期するため、入札談合等の不正行為に関する情報（以下「談合情報」という。）又は入札談合等の不正行為を疑わせる事実（以下「談合疑義事実」という。）を得た場合の対応について定める。

2 談合情報等の確認

(1) 法人が締結する契約に係る入札についての談合情報に係る通報を受けた者は、通報者に対して次に掲げる事項、その他必要事項を確認し、直ちに、談合情報調書（様式第1号を）を作成し、当該入札に係る発注機関の長（以下「発注機関の長」という。）へ送付する。

ア 通報者の氏名・連絡先

イ 入札対象案件の名称

ウ 入札（予定）日時・場所・発注機関名

エ 落札予定業者・金額

オ 談合等が行われた日時、場所

カ 談合等に関与した業者名

キ 談合等の方法

(2) 発注機関の長が談合情報に係る通報を直接受けたとき又は新聞等の報道（報道機関を経由した通報を含む。以下「報道等」という。）により談合情報を把握したときは、発注機関の長は、(1)と同様に談合情報調書を作成する。

(3) 報道等により談合情報を把握したときは、当該報道機関に対して、取材・報道活動に支障のない範囲で通報者等の談合情報の出所を明らかにするよう要請する。

(4) 通報者が明らかなときは、発注機関の長は通報者に対して、情報内容の裏付け等の詳細を確認する。

(5) 発注機関の長は、談合疑義事実を得たときは、談合疑義事実調書（様式第2号）を作成する。なおその後の対応については、談合情報と同様に取り扱う。

3 法人幹部への報告

発注機関の長は、談合情報又は談合疑義事実（以下「談合情報等」という。）を得たときは、副理事長及び理事長へ報告する。

4 信憑性の判断

(1) 発注機関の長は、談合情報を得たときは、落札決定、契約締結等の事務（以下「入札契約事務」という。）を保留し、その信憑性について判断する。ただし、開札前に情報を得た場合は開札してから判断する。

(2) 開札の結果、談合情報に信憑性がないと判断できる場合は、副理事長に報告し

た上で入札契約事務を続行する。

5 事情聴取

(1) 発注機関の長は、信憑性なしと判断できない場合や談合疑義事実を得たときは、入札契約事務を保留し、速やかに事情聴取を行う。

(2) 事情聴取する場合は、原則として全ての入札参加者から下記について事情を聴取し、その内容について事情聴取書（様式第3号）を作成する。

ア 他者からの働きかけ等の談合等の事実の有無（ある場合はその内容）

イ 入札金額（見積等）の算定方法及び体制

ウ 談合等の防止に対する取り組み

エ 共同企業体の結成方法（共同企業体の場合）

オ その他

(3) 事情聴取にあたっては、原則として積算に使用した資料等の提出を求める。なお、聴取内容や提出された積算関係資料に疑義がある場合は、必要に応じて再調査を行う。

6 談合情報等への対応

発注機関の長は、談合情報等の対応について、必要に応じて弁護士等への相談を行った上で、当該入札を所掌する業者選定委員会に諮り、次に掲げる措置を講じる。

ア 「不正行為が確認できない」と判断したときは、入札参加者全てから当該入札について不正行為を行っていない旨の誓約書（様式第4号）を提出させた後、入札契約事務を続行する。

イ 「不正行為が疑われる」と判断したときは、入札を取りやめ、又は無効として落札決定を取り消す。

ウ 「不正行為の事実あり」と判断したときは、イの措置に加え、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に基づく告発について決定する。

7 契約締結後に談合情報があった場合の措置

契約締結後に談合情報があった場合は、契約締結前に談合情報を得た場合と同様に対応する。ただし6の談合情報等への対応のア及びイの措置は次のとおりとする。

ア 「不正行為が確認できない」と判断したときは、誓約書の提出を求め、契約を継続させる。

イ 「不正行為が疑われる」と判断したときは、契約の解除を検討する。

8 談合情報等の公表

発注機関の長は、告発を行った場合、原則として公表する。

9 公正取引委員会への資料送付

発注機関の長は、談合情報等に対する処理結果について、速やかに、談合情報等処理書（様式第5号）を作成し、指名業者又は参加資格者一覧並びに談合情報調書又は談合疑義事実調書、事情聴取書、誓約書、入札（見積）結果表の写し、入札金額見積内訳書（内訳書の提出を求めている場合に限る）、不正行為の裏付けとなる資料、そ

の他の関係書類を添えて、様式第 6 号により公正取引委員会事務総局審査局情報管理室長へ送付する。

10 警察本部への情報提供

発注機関の長は、談合情報について明らかに信憑性がないと認められる場合を除き、様式第 7 号により警察本部長へ送付し、情報提供する。

11 その他

この要領によりがたい場合は、埼玉県総務部入札審査課と協議の上、理事長が決定する。

附 則

- 1 この要綱は、本部医事・契約・訟務担当が所管する。
- 2 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。